

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【11】」

2. 日時：令和3年3月16日 15時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、

安田主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他28名◎

## 5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、資料4に掲げる事項のほか、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○新固縛装置に関して、施設場所である屋外の環境条件がスリップ張力に与える影響について、具体的に説明すること。

○新固縛装置に係る保守管理について、具体的に説明すること。

○新固縛装置の実証試験について、実施状況をより詳細に説明すること。

○緊急時対策棟の基礎とMMRの滑動について説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について

・資料2 説明事項リスト

・資料3 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

・資料4 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る確認事項(プラント関係)

以上